

第10回 社会保険講座



中谷 知世

厚生年金保険の目的

労働者の老齢、障害又は死亡について年金給付が行われます。これらの給付事由は業務災害であるか否かは問われません。

厚生年金保険が適用となる事業所・労働者

●法律上当然に適用となる事業所

→健康保険法の要件と同じです。つまり協会けんぽ等、健康保険に加入義務が生じた場合、厚生年金保険にも加入をしなければなりません。

- ・法人の事業所であり、常時1人でも従業員を使用するもの
- ・個人経営で常時5人以上の従業員を使用するもの

(ただし農林水産業や飲食店、理容・美容業等のサービス業の事業所については5人以上従業員を使用しても適用事業所とはなりません。)

●加入をしなければならない被保険者

上記要件に該当する事業所に使用される70才未満※の方は、本人の意思にかかわらず強制的に厚生年金の被保険者となります。被保険者に該当するか否かの具体的判断も健康保険法と同じです。

- ・パート・アルバイト 等

→1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上

(501人以上の従業員がいる企業では要件が異なります。)

- ・法人の役員 等

→代表取締役であっても、法人に対して労務を提供しその対象として報酬が支払われている限り法人に使用される者として、被保険者となります。

厚生年金の被保険者=国民年金の第2号被保険者 です。

※65歳以上の被保険者で老齢基礎年金等受給権がある方は第2号被保険者ではありません。

※70才以上の被用者について

厚生年金保険に加入をし、保険料を支払う必要がある被保険者は70才未満です。ところが70歳以上で上記要件に該当するパート・アルバイトや法人の役員等である場合(つまり「70才未満」という上限がなかったとしたら本来被保険者になるべき人)は「70才以上被用者」に該当します。

●「70才以上被用者」の特徴

- ・厚生年金保険料は0円となります。

(ただし、健康保険料については75才以上の後期高齢者医療制度の被保険者に該当しない限り労使折半で保険料を納める必要があります。)

- ・現役並みの報酬がある方は、年金が減額されます。

年金の減額については簡単に説明しますと以下の通りです。

$$\boxed{\text{報酬(1ヶ月分)}} + \boxed{\text{賞与(1ヶ月分)}} + \boxed{\text{年金額(1ヶ月分)}} > 47\text{万円}$$

標準報酬月額と1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額と老齢厚生年金の月額総額が47万円を超えた場合、年金が調整されます。

